

鳥取縣公報

第一千二百二號

昭和十五年二月六日

火曜日

本書ノ次序ノ規定規格A5判

告示

◆鳥取縣告示第六十一號

縣立各中等學校ノ卒業式期日左ノ通定ム

昭和十五年二月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

鳥取縣一師範學校	附屬
畢業式期日	三月十七日
畢業式期日	同月十六日

鳥取縣公報 每日發行 (休日・當ル) 昭和十五年二月六日 (第三種郵便物認可) 一

00056-1

00050

00056-2

00050

鳥取縣女子師範學校	三月十日	六日
鳥取縣立八頭高等女學校	三月四日	四日
鳥取縣立鳥取第一中學校	三月五日	五日
鳥取縣立鳥取第二中學校	三月七日	七日
鳥取縣立米子中學校	三月七	七日
鳥取縣立倉吉中學校	三月十六	十六日
鳥取縣立鳥取高等女學校	三月十四	十四日
鳥取縣立米子高等女學校	三月十五	十五日
鳥取縣立倉吉高等女學校	三月十六	十六日
鳥取縣立根雨高等女學校	三月十三	十三日

鳥取縣告示第六十二號 昭和十五年二月六日 (第三編郵務部認可)

鳥取縣立倉吉農業學校	三月八日	八日
鳥取縣立鳥取商業學校	三月八日	八日
鳥取縣立米子工業學校	三月五日	五日
鳥取縣立日野農林學校	三月十一日	十一日
鳥取縣立米子商業學校	三月九日	九日

鳥取縣告示第六十二號
 鳥取縣立修練農場ニ於テ昭和十五年四月入場セシムベキ修練生ヲ募集ス其ノ要項左ノ如シ
 昭和十五年二月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 修練ノ目的 農村中堅人物ノ養成
- 一 修練期間 自昭和十五年四月一日起至昭和十六年三月三十一日 一箇年
- 一 募集人員 三十名

鳥取縣告示第六十二號 昭和十五年二月六日 (第三編郵務部認可)

一 入 場 資 格 身心剛健ニシテ高等小學校卒業又ハ之ト同等以上ノ學力アル者

一 選拔考查及場所期日

(一) 選拔考查ハ口頭試問トス

(二) 選拔考查場及期日ハ左ノ通りニシテ希望ニ依リ何レヲ選定スルモ差支ヘナシ

三月二十日午後一時ヨリ 西 伯 郡 農 會

同 二十一日 同 倉吉町鳥取縣信用購買販賣利用組合聯合會

同 二十二日 同 鳥 取 縣 農 會

一 願書提出期限及方法

(一) 提 出 期 限 三 月 十 五 日

(二) 提 出 方 法

前記入場資格該當者ハ入場志願書ニ町村經濟更生委員會、町村長、產業組合長、農會長、小學校長、青年團長ノ中何レカノ推薦書及本人ノ履歷書、戶籍抄本ヲ添ヘ本農場へ提出スルコト

一 願 書 樣 式

入 場 志 願 書

私 儀

今回貴場修練生トシテ入場致度候條御許可相成度關係書類相添
へ此段及御願候也

年 月 日

縣 郡 町大字 番地

氏 名 印

鳥取縣立修練農場長 山 崎 永 雄 殿

備 考

一 所 要 經 費

(一) 書籍及用紙類代 年 額 五 圓

(二) 食 費 年 額 百 二 圓 (内ニ縣ニ於テ年額八十四圓ヲ給

(三) 旅 行 費 年 額 三十圓内外 (但シ希望者ノ多小ニ依リ決スルモノ

ニシテ強制的ニ行フモノニ非ズ)

(四) 其ノ他 (日用品、小使等) 年額四十圓

二 携帶所持品
 寢具、袴、青年團服、作業服、ゲートル、算盤、其ノ他日常衣服手廻品

◆鳥取縣告示第六十三號

鳥取縣商檢定所ニ於テ昭和十五年四月入所セシムベキ講習生ヲ募集ス
 其ノ要項左ノ如シ

昭和十五年二月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一本所ノ位置 米子市旗ヶ崎
- 一 募集人員 約三十名
- 一 講習要項 商檢定ニ關スル學理及技術ヲ授クルト共ニ裁縫其ノ他女子ノ修養
- 一 修業年限 一ケ年(自四月至翌年三月)
- 一 出願資格 (一) 本縣内ニ住所ヲ有スル者
 (二) 年齢十四歳以上ノ女子ニシテ高等小學校卒業又ハ之と同
 等以上ノ學力ヲ有スルモノ
 (三) 身體強健、品行方正、思想堅實ニシテ家事ニ係累ナキモノ

- 一出願手續 願書ニ履曆書、承認書、健康診斷書ヲ添へ商檢査所ニハ蓋業取締所又ハ各支所ニ提出ノコト
- 一 出願期限 三月二十日
- 一 入所期限 四月一日
- 一 給與 講習生ニハ手當ヲ支給ス
- 一 講習出願者ニ對シテハ所長詮衡ノ上入所ヲ許可ス
- 一 講習終了後ハ本所檢定員トシテ採用ス
- 一 詳細ハ鳥取縣商檢定所ニ照會セラレタシ

◆鳥取縣告示第六十四號

商店法第四條第二項ノ規程ニ依リ左ノ期間並地域ニ付閉店時刻ヲ午後十一時迄繰延ブ

昭和十五年二月六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一米子市内一圓
- 昭和十五年二月三日ヨリ
- 昭和十五年二月七日迄
- 昭和十五年八月十三日ヨリ
- 昭和十五年八月十六日迄

通 牒

發時第二二號

昭和十五年一月二十七日

市 町 村 長 殿

鳥取縣總務部 長

食堂等ニ對スル食糧充實及物資ノ節約ニ關スル件

現下ノ國際情勢ニ鑑ミ強力日本ヲ建設センガ爲戰時下ニ於ケル物資ノ消費節約、國民食糧ノ充實確保ヲ計ルノ要切ナルモノアルニ鑑ミ既ニ特定物資ノ消費節約及戰時食糧充實運動要綱決定セラレ居リ候處旅館、食堂、仕出屋、カフェー、料理店等ニ於テモ特別ノ工夫ヲ凝シ物資需給ノ現段階ニ適應セル獻立ヲ實施セシメ度今同別紙ノ通り實施要項決定相成候ニ付テハ一般市町村民ノ協力ニ萬端憾ナキヲ期スルト共ニ一般家庭ニ於テモ極力實行スル様格段ノ御配意相成リ以テ所期ノ目的貫徹ニ協力相成様致度此段及通牒候

食堂等ニ對スル食糧充實及物資ノ節約ノ勸奨

(昭和十五年一月二十日 鳥取縣精勵常任委員會決定)

現下ノ國際情勢ニ鑑ミ強力日本ヲ建設センガ爲ニハ戰時下ニ於ケル物資ノ消費節約、國民食糧ノ確保ヲ計ルノ要切ナルニ鑑ミ既ニ特定物資ノ消費節約及戰時食糧充實運動要綱ヲ決定シタリ旅館、

00062

食堂仕出屋、料理店等ニ於テモ特別ノ工夫ヲ凝シ物資需給ノ現段階ニ適應セル獻立ヲ實施シ以テ縣民ノ實踐ヲ促シ長期經濟戰ニ對處セントス

一 物資ノ消費節約

- 1 罐詰ノ「グリーンピース」ノ使用ハ廢止シ食糧罐詰ハ可成使用セサルコト
- 2 季節の果物等ヲ以テ菓子ノ使用ヲ節減シ且努メテ砂糖並玉子ノ消費ヲ防グコト
- 3 簡素ニシテ榮養アル「時局獻立」ヲ工夫スルコト
- 4 毎月一日、十五日ヲ玉子無日トスルコト
- 5 毎月一日、十五日ヲコーヒ無日トスルコト

二 食糧充實

- 1 興亞奉公日ノ他毎月十五日ヲ酒無日トスルコト
- 2 飯米ノ節約ヲ行フ爲飯ノ混食ヲ行フコト
- 3 辨當、カレーライス、チキンライス、ハイシライス、井物等ハ大小二種ヲ作り殘飯ノ生ゼザル様努ムルコト

受耕第一九九三號

昭和十五年一月二十七日

市 町 村 長 殿

鳥取縣經濟部 長

米穀増産施設耕地事業補助ニ關スル件

00000

00063

時局ニ鑑ミ米穀ノ増産ヲ圖ル目的ヲ以テ標記事業ヲ施行スル者ニ對シ別紙補助取扱要項ニ依リ補助セラルルコトト相成候條事業施行者ニ通達方可然御取計相成度依命此段及通牒候也

米穀増産施設耕地事業補助取扱要項

第一條 昭和十五年以降産米増殖ノ目的ヲ以テ左ニ掲クル事業ヲ行フ者ニ對シ本要項ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

但シ本事業ノ爲支出シタル費用ニシテ他ヨリ助成金或ハ寄附金等ヲ受ケタル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス

一 水 田 造 成

二 暗 渠 排 水

三 床 締 縮

四 客 土

五 農用公共施設新設改良

第二條 補助金ノ額ハ事業ニ要スル費用ノ十分ノ四以内トス

前項ノ事業ニハ個人營(共同施行ヲ含ム)事業ノ工事監督費及事務費ノ類ヲ含マサルモノトス

第三條 補助金ノ交付ヲ受ケントスルモノハ第一號様式ニ依ル申請書ニ左ニ掲クル書面ヲ添付シ昭和十五年一月三十一日迄ニ知事ニ提出スベシ

一 設 計 書

二 本事業ニシテ別途許可又ハ認可ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ許可又ハ認可書寫

法人ニ係ルモノハ當該事業ニ對スル收支豫算書ヲ添付スヘシ

00064

法人ニ非サル團體ニ在リテハ代表者ヲ定メ其ノ代ハ者タルコトヲ證スル書面ヲ添付スヘシ

第四條 補助金ヲ交付スヘキモノト認メタルトキハ條件ヲ附シ指令書ヲ交付ス

第五條 設計書ヲ變更セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 事業ニ着手シ又ハ完了シタルトキハ第二號様式ニ依ル届書ヲ遲滞ナク知事ニ提出スヘシ

第七條 補助金ヲ請求セントスル者ハ事業終了後一箇月以内ニ第三號様式ニ依ル補助金請求書ニ左ニ掲クル書面ヲ添付シ知事ニ提出スヘシ

第四號様式ニ依ル收支決(精)算書

第五號様式ニ依ル事業成績書

第八條 補助金ハ實地検査ノ上費用ノ支出精算額ニ對シ之ヲ交付ス

第九條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ハ事務所ヲ設ケ事業ノ狀況費用ノ收支其ノ他事業ニ關スル事項ヲ明ニスヘキ書類帳簿ヲ備付クヘシ

第十條 補助金ノ交付ヲ受ケントスル者ニ對シテハ當該官吏員ヲシテ書類會計物件若ハ工事ヲ検査セシメ指導監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

工事検査ノ爲必要アリト認メタルトキハ工事ヲ取毀サシムルコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ部分ノ復舊費ハ事業施行者ニ於テ負擔スルモノトス

第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ補助指令ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

- 一 本要項又ハ本要項ニ基キ發スル命令ニ違又シ其ノ他不正ノ行爲アリタルトキ
- 二 工事ノ出來形不完全若ハ工事ノ停止、廢止等竣工ノ見込ナシト認メタルトキ

三 不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ
第十二條 本要項ニ依リ提出スル書類ハ總テ工事施行ニ關係アル市役所町村役場及臨時水災復興
事務局耕地係派出所ヲ經由スヘシ

(第一號樣式)

別紙 米穀増産施設耕地事業補助申請

設計書記載ノ事業ヲ施行致度候ニ付御補助相成度米穀増産施設
耕地事業補助取扱要項ニ依リ此段及申請候也
年 月 日

事務所 何市(郡)何町(村)大字何番地

何市(町村)長 何

(又ハ何々)

某團

知事宛

(第二號樣式)

米穀増産施設及耕地事業開始(了)届

昭和 年 月 日 日鳥取縣受初第 號指令ニ基ク 業ハ
昭和 年 月 日開始(完了)致候條此段及御届候也

事務所 何市(郡)何町(村)大字何番地

何市(町村)長 何

(又ハ何々)

某團

知事宛

(第三號樣式)

米穀増産施設耕地事業補助金請求書

一金 圓也

昭和 年度事業ノ爲支出シタル金額 圓ニ對スル十分ノ四

昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號指令ニ基ク補助金

御交付相成度收支決(精)算書添附此段及請求候也

年 月 日

知事宛

事務所 何市(郡)何町(村)大字何番地
 (又ハ何々) 何

某團

(第四號様式)

昭和 年度(自昭和 年 月 日) 收支決(精)算書
 至昭和 年 月 日

収入部

科目	當初ヨリ前	計	附記
	回迄収入額		

計

備考 補助金、寄附金、雜收入等ハ附記欄ニ詳細説明スルコト

支出部

科目	設計豫算	計	殘額	附記
	總額			

計	當初ヨリ前	計
	回迄支出額	

計

(第五號様式)

昭和 年度(自昭和 年 月 日) 事業成績書
 至昭和 年 月 日

事業種目	成績	概要

水田造成		
暗渠排水		
床締		
客土		
農用公共施設		

備考 成績概要欄ニハ工事ノ進捗ノ狀況成功地積箇所數等ヲ記載スルコト

發耕第六三號

昭和十五年一月二十九日

鳥取縣經濟部長

早害對策應急施設耕地事業補助ニ關スル件

昭和十四年十一月二十二日付發耕第六三號ヲ以テ標記事業補助取扱要項依命通牒致置候處該取扱要

00069

項中ニ左記ノ通追加相成候條此旨事業施行者へ周知方可然御取計相成度此段及通牒候也

記

第八條中第二項トシテ左ノ通追加ス

補助金ハ工事ノ三分ノ一以上竣工シタルトキハ分割請求ヲ爲スコトヲ得

00070

彙報

辭令 敘勳 敘位

公立實業學校教諭 從六位 笠 松 信 二 郎

公立實業學官校長兼公立實業學校教諭ニ任ス
高等官五等ヲ以テ待遇セラル

公立實業學校校長兼公立實業學校教諭 笠 松 信 二 郎

鳥取縣立鳥取工業學校校長兼鳥取縣立鳥取工業學校教諭ニ補ス

(以上昭和十五年一月十一日付)

巡 査 勳八等 向 友 吉
巡 査 林 原 幹 夫

敘勳七等 授瑞寶章

(以上昭和十五年一月十五日付)

公立實業學校教諭 正八位 島 山 常 八

敘 從 七 位

(以上昭和十四年九月十五日付)

正

誤

昭和十四年十二月鳥取縣公報第九十九號並第九十三號中左ノ通正誤ス

告示番號

頁

數

行

段

正

誤

第七百六十九號

五

頁

七

上

段

陰

ナ

メ

陰

ナ

メ

第八百六號

三

八

頁

七

上

段

石山ノ鼻

石山

鼻

鳥取縣公報昭和十五年二月二日發行第千一百一號鳥取縣告示第五十四號中左ノ通正誤ス

頁

行

正

誤

一

二

混紡八重女

混紡女八重

一

三

矢一尺幅一寸四分

矢一尺一寸四分

一

四

矢五寸七分幅七分截

矢五寸七分截

同

同

幅七分五厘截

幅七分厘截

昭和十五年二月六日印刷
昭和十五年二月六日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣無事大正村大字古海
鳥取縣無事大正村大字古海
鳥取縣無事大正村大字古海